

令和元年 11 月 29 日開催

令和元年度
燕市農業委員会第 8 回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月29日(金曜日)
午後1時30分～午後3時10分

2. 開催場所 会議室301

3. 出席委員(26名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	26番 遠藤 忠夫
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	27番 三浦 哲郎
9番 廣野 和夫	19番 荻原 一郎	28番 澤口 義明
10番 山田 直子	20番 欠員	29番 和田 正春

4. 欠席委員(2名)

欠席 1名 6番 江辺耕一、16番 伊藤和夫
欠員 1名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第23号 農地転用事実に関する照会について

報告第24号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 44 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 45 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 47 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 48 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について及び農用地利用配分計画の認可について

議案第 49 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

7 番 川本敏夫 8 番 笠原久幸

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、6番 江辺耕一委員、16番 伊藤和夫委員より欠席の報告がきております。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第8回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号7 川本敏夫 委員及び</p> <p>議席番号8 笠原久幸 委員にお願いします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第22号から第24号を事務局に一括して報告を求めます。</p> <p>会長報告第22号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号41番 東太田字東通端の田、1筆、面積267㎡、所有者管理に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号42番 花見字居掛下の畑他、計6筆、面積503.61㎡、3条売買他、に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号43番 花見字諏訪ノ越の田他、計2筆、面積207㎡、所有者管理に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号44番 又新字塚田の田、1筆、面積1,020㎡、所有者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号45番 燕字割前の田、計4筆、面積2,041㎡、所有者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号46番 佐渡山字浦谷地の田、計2筆、面積1,014㎡、所有者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号47番 吉田西太田字潟向の田、計2筆、面積6,035㎡、所有者管理に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 48 番 長辰字長崎の田、計 2 筆、面積 1,159 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 49 番 新長字中原の田、1 筆、面 257 m²、所有者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 50 番 柚木字頭無の田他、計 4 筆、面積 2,655 m²、所有者管理に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 23 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 17 番 柚木字善九郎の田他、計 2 筆、面積 762 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、無し、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。原状回復命令の有無は無し。用途地域内であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 24 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 1 番 横田字小池境の田、1 筆、現況地目は整地済、面積 690 m²のうち 25 m²、転用目的は、移動通信用基地局、農用地区域外であります。</p> <p>また審査会では、届け出地の状況について質問があり、小池工業団地の西側の外れに位置し、三方を工場や事務所に囲まれ、一方は水田である旨の説明をさせていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議長 事務局	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> <p>議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 27 番 横田字ヲミワケの田他、計 15 筆、面積 23,321 m²、契約内容は売買、対価は 10 アール〇円、位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。</p>

	<p>受付番号 28 番 吉田宮小路字館野の田他、計 3 筆、面積 7,768 m²、契約内容は売買、対価は 10 アール〇円、位置図は、同じく<u>議案資料 1 頁</u>になります。</p> <p>受付番号 29 番 花見字富永割の畑他、計 2 筆、面積 253 m²、契約内容は売買、対価は 10 アール〇円、位置図は、<u>議案資料 2 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 30 番 花見字居掛下の畑、計 5 筆、面積 497 m²、契約内容は売買、対価は 10 アール〇円、位置図は、同じく<u>議案資料 2 頁</u>になります。</p> <p>受付番号 31 番 燕字荒床の田他、計 3 筆、面積 3,658 m²、契約内容は賃貸借、対価は 10 アール〇円、位置図は、<u>議案資料 3 頁</u>をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 11 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>11 月 20 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、委員 1 名の欠席により、13 名で審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」5 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 44 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 44 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 15 番 東太田字阿根の田、計 2 筆、面積 1,416 m²、承継者に名義変更されるとともに、転用目的が住宅・工場から資材置場及び駐車場 (8 台) に変更されるものであります。</p>

	<p>位置図は、<u>議案資料 4～5 頁</u>をご覧ください。既存の事務所の敷地が狭くなったため、工業団地に近い資材置場を求め利便性を図るものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 11 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 17 番 井土巻字土手外の畑、計 2 筆、面積 1,132 m²、転用目的は共同住宅 (2 棟、12 戸)、及び駐車場 (21 台)、令和 2 年 6 月 30 日、完工予定であります。位置図は、<u>議案資料 6～7 頁</u>をご覧ください。</p> <p>経営の安定を図るため、集合住宅を建築するものであります。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 11 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第 4 条許可申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号52番 八王寺字砂押の田、計5筆、面積389㎡のうち77.5㎡、転用目的は資材置場、及び駐車場(2台)、契約内容は賃貸借、令和1年12月4日までの一時転用であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料8～9頁をご覧ください。下水道工事に伴う資材置場が不足したため、工事の区域に隣接した農地を一時転用するものであります。また事前の届け出がなかったため、始末書が提出され、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>申請地は農振白地の宅地に囲まれた農地であることから、営農への影響もなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号53番 東太田字阿根の田、計2筆、面積1,416㎡、転用目的は資材置場及び駐車場(8台)、契約内容は売買、令和2年3月19日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料4～5頁にお戻り下さい。先ほど、計画変更承認申請で説明した案件であります。現在地は敷地が狭くなり、新たな資材置場を取得し、事業の利便性を図るものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号54番 吉田文京町の畑、1筆、面積231㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和2年6月30日、完工予定で</p>

あります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。実家の老朽化が進んだため、利便性の良い農地を取得し住宅を建築するものであります。

申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 55 番 佐渡字寄合割の田、計 8 筆、面積 3,336 m²、転用目的は貸店舗 (2 棟)、及び駐車場 (55 台)、契約内容は賃貸借、令和 2 年 5 月 31 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。事業の拡大を図るため、貸店舗を建築するものであります。

申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 56 番 分水文京町の畑、1 筆、面積 348 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 2 年 4 月 10 日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。利便性を図るため、住宅を建築するものであります。申請地は、第1種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 57 番 笈ヶ島字東川原の畑、計 3 筆、面積 634 m²、転用目的は工場、契約内容は売買、令和 2 年 3 月 31 日、完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料 16～17 頁をご覧ください。事業拡大のため、既設の工場敷地を求めるとともに、所有権移転に伴い、通路が無くなる農地 (3 筆) を敷地の拡大に転用するものであります。

申請地は、県道と信濃川に挟まれた農振白地の河川敷であります。工場敷地の所有権移転により、農地の通路が確保できなくなるため、宅地に連たんする農地であると思われ、第3種農地であると判断されるところであります。

受付番号 58 番 泉新字中土手の田、1 筆、面積 32 m²、転用目的は駐車場 (1 台)、契約内容は売買、令和 1 年 12 月 30 日、

	<p>完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 18～19 頁をご覧ください。自宅の駐車場敷地が不足したため、燕市道を挟んだ農地を転用し、露天駐車場とするものであります。</p> <p>申請地は、第 1 種農地に接続する農地であります。不許可の例外として、「居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に隣接する農地に設置されるもの」があります。今回申請の駐車場はこの不許可の例外に該当すると思われること、また申請地は道路と水路にはさまれた三角地で、営農や集積に影響は無いと思われることから、許可はやむを得ない、と判断される場所とあります。</p> <p>受付番号 59 番 源八新田字一番割の畑、1 筆、面積 59 m²、転用目的は住宅敷地の拡張、契約内容は売買、令和 2 年 3 月 7 日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 20～21 頁をご覧ください。隣接する宅地と併せて農地を転用し、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、集落内の宅地に連たんする農振白地の農地であり営農に影響はなく、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 11 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第 5 条申請 8 件、異議がなかった事を報告致します。なお、番号 55 番の 3,000 m²を超える案件につきましては、現地確認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第 5 条の許可について、3,000 m²を超える案件については、許可相当として異常設審</p>

	<p>議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第 47 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 47 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。それでは利用権設定であります。</p>
	<p>すべて再設定ですので、最初の申請のみ読み上げさせていただきます。</p>
	<p>受付番号 31 番 作善字居浦の田、1 筆、面積 466 m²、10 年の再設定であります。</p>
	<p>以下、受付番号 41 番まで、全て再設定ですので、後でお読み取りください。また、関係する委員の案件はありませんでした。</p>
	<p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 11 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>三浦委員長</p>	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定 12 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第 48 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 48 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p>
	<p>はじめに、農用地利用集積計画であります。集積計画の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
	<p>受付番号 11 番 佐渡山字諏訪腰の田他、計 13 筆、面積 25,743 m²、</p>
	<p>利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年であります。以下</p>

	<p>は、議案をお読み取りください。</p> <p>集積計画の合計としては、合計 2 名、46,445 m²であります。</p> <p>続いて、配分計画であります。配分計画も 2 件であります。</p> <p>受付番号 9 番 佐渡山字諏訪腰の田、計 13 筆、面積 25,743 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 11 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>配分計画の合計としては、合計 2 件、1 法人、個人 1 名、46,445 m²であります。</p> <p>また、集積計画、配分計画とも、関係委員の案件はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 11 月 20 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画 2 件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画 2 件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 47 号及び議案 48 号の案件につきましては、12 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第 49 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 49 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に係る法律に基づき、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p>

農政課	<p>本日の計画の変更は、用途変更についてであります。</p> <p>計画変更の詳細につきましては、整備計画作成の担当課である農政課の担当者より説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>農政課農林環境係の平澤と申します。それでは私の方から、燕市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>(平澤主事、説明) (農政課、説明終了)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る11月20日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>事前審査会では、担当者より用途変更について説明がありました。</p> <p>審査の結果、燕市農業振興地域整備計画の変更1件について、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第8回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後3時10分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月29日

総会議長

本中作登志

議事録署名委員

川本敏夫

議事録署名委員

笠原久幸
